

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 千葉剛宏 様 千葉剛宏 様 千葉剛宏 様		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
発送日 (日.月.年) 05.09.2017			
出願人又は代理人 の書類記号 17P0636HT		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2017/023711	国際出願日 (日.月.年) 28.06.2017	優先日 (日.月.年)	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. E04H1/02(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 本田技研工業株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見
2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

見解書を作成した日 21.08.2017			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 新井 夕起子 電話番号 03-3581-1101 内線 3245	2E	7904

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 - 紙形式又はイメージファイル形式
 - b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
 - c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
 - 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-13	有
	請求項		無
進歩性 (IS)	請求項	10-11	有
	請求項	1-9, 12-13	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-13	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

1. JP 2001-271500 A (ミサワホーム株式会社) 2001.10.05, 段落0012-0013, 図2-3 (ファミリーなし)
2. JP 2008-081965 A (トヨタ自動車株式会社) 2008.04.10, 段落0029, 図5 (ファミリーなし)
3. 日本国実用新案登録出願59-153477号(日本国実用新案登録出願公開61-67221号)の願書に添付した明細書及び図面の内容を撮影したマイクロフィルム (池田物産株式会社) 1986.05.08, 実用新案登録請求の範囲、第1図 (ファミリーなし)
4. 日本国実用新案登録出願54-153354号(日本国実用新案登録出願公開56-70445号)の願書に添付した明細書及び図面の内容を撮影したマイクロフィルム (宿里隆文) 1981.06.10, 1頁7-19行、図面 (ファミリーなし)
5. JP 3-46330 B2 (日産自動車株式会社) 1991.07.15, 5欄41行-6欄4行、第6図 (ファミリーなし)
6. JP 2010-203175 A (ミサワホーム株式会社) 2010.09.16, 段落0019, 0021, 0030, 図1-4 (ファミリーなし)
7. JP 2017-20241 A (トヨタホーム株式会社) 2017.01.26, 段落0052, 図2 (ファミリーなし)

(補充欄に続く)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

(その1)

請求項1, 2, 4, 12及び13に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1及び2により進歩性を有しない。

文献1には、自動車20の後部乗降口21に接続される床22は、カーポート3及び居間4の境界部分の外壁面6に設けた開口7に接続される居間4の床4Aと同一高さレベルとなっている住宅が記載されている。

文献2には、ガレージ22の奥部天井面に天井凹部31を設けて凹部空間32を形成して、自動車CのバックドアBDを開いた時に当該バックドアBDとの干渉を回避することが記載されており、文献1記載の住宅に当該構成を適用することは、当業者において容易である。

請求項3に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1及び2により進歩性を有しない。

文献1には、自動車20の後部扉23が、自動車20の側壁部分25の上端側及び下端側にそれぞれ配置されるヒンジ23Aにより回動支持されることが記載されている。

請求項5に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1, 2, 3及び4により進歩性を有しない。

文献3には、自動車用ドアトリムの車室内側の壁面に複数の係止孔を穿設し、該係止孔にフックを介して物品収容部を取り付けることが記載されている。

文献4には、自動車のハッチバック式ドアの内側に照明を備えることが記載されている。

請求項6に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1, 2, 3, 4及び5により進歩性を有しない。

文献5には、リヤシートバックを倒すと、シートバック背面2aがフロントボード18と面一状となることが記載されている。

請求項7-9に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1, 2, 3, 4, 5及び6により進歩性を有しない。

文献6には、玄関5の西側に車庫2を設け、車庫2と玄関5とを仕切る内壁1cに開口部6を設け、車庫2に収納された車両4の車両側壁4cに設けた開口部10と、前記開口部6が、左右に対向しかつ近接しており、これら開口部6, 10を通して車両内と玄関とを行き来できることが記載されている。

(その2に続く)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

(その2)

請求項10及び11に係る発明は、国際調査報告で引用された文献に対して新規性及び進歩性を有する。

移動体(22)は、連結前の運転モードにかかわらず前記移動体(22)が周囲の環境を認識して自律的に移動する自動運転モードにて連結を行うことは、国際調査報告で引用されたいずれの文献にも記載記載も示唆もされておらず、出願時の技術常識を考慮しても、当業者といえども容易に想到し得ないものである。